

兵庫県公報

平成21年3月17日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	1

告 示

兵庫県告示第309号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成21年2月27日に、川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3番地今井病院労働組合執行委員長長田中浩一郎から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事件

今井病院労働組合が主張する次の事項について

賃金引上げ及び各種手当の増額・新設、人員の確保、サービス残業の廃止に関する要求ほか

2 日時

平成21年3月20日午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3番地 今井病院内

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。